

沖縄県共同募金会那覇市共同募金委員会助成審査要領

(目的)

第1条 この要領は、社会福祉法人沖縄県共同募金会(以下「沖共募」という。)那覇市共同募金委員会(以下「本会」という。)の助成審査委員会の行う共同募金の助成審査に関して必要な事項を定めるものとする。

(助成の原則)

第2条 共同募金は、寄付者の意思を十分に尊重し、地域福祉の推進を図るための活動(以下「地域福祉活動」という。)及び更生保護事業、その他の社会福祉事業を経営する者(国及び地方公共団体が設置、若しくは経営し、又はその責任に属するとみなされるものを除く。)を行う次の団体に公正に助成する。

- (1)法人格の有無を問わないが、団体の規約、事業計画書、予算書、決算書を備えていること
- (2)企業、政治目的をもつ団体、宗教団体などから独立して運営されていること
- (3)その活動から生ずる利益を構成員に配分しないこと
- (4)活動の実績、内容及び財務の状況を自ら公開できること
- (5)共同募金の趣旨について理解、共感し、この運動に自ら積極的に参画、推進すること

2 助成申請された活動(事業)に行政の補助金等が充当されている場合でも、その活動(事業)が地域の民間活動として、共同募金の助成に相応しいと認められる場合には、助成することができる。

(助成対象の活動・事業)

第3条 地域福祉活動及び更生保護事業その他の社会福祉を目的とする次の活動(事業)を助成の対象とする。

- (1)主に小地域活動支援など地域の生活課題を解決するための助成
- (2)別に定める歳末たすけあい運動に関わる助成
- (3)その他の助成審査委員会が必要と認めたもの

2 助成の実施に当たっては、助成を要望する団体の活動(事業)計画を検討し、具体的に用途を指定する。ただし、次の活動(事業)は助成の対象としない。

- (1)当該活動が営利活動や、政治、宗教等の運動のための手段として行われているもの
- (2)助成金以外の収入が見込まれ、これによって当該活動(事業)が実施できるもの

(助成プログラムによる助成)

第4条 沖共募と本会は、次の各号の助成プログラムを設定して助成を行うことができる。

- (1)地域の実情に応じた助成プログラム

沖共募と本会は、関係者との協議により、地域の実情に応じた助成プログラムを策定し、それに沿った助成を実施することができる。

(2)先駆的活動助成プログラム

沖共募と本会は、新たな地域課題や生活課題に対応する先駆的及び開拓的な多様な活動を育成するため、活動の立ち上がりの時期を含む活動に対する支援を行うことができる。

(3)重点プログラム

沖共募と本会は、地域住民の要請と時代に即応した活動に対し、重点助成を実施することができる。

(助成対象経費)

第5条 活動(事業)を実施する上で必要な経費並びにそれに係る管理費について助成することができる。

- 2 管理費は、申請団体の維持、運営のための費用ではなく、助成の対象となった活動(事業)を実施する上で必要な範囲の経費で、30%以内とする。

(助成期間)

第6条 助成期間は、単年度とし、4月から3月末までとする。助成決定が4月以降の場合は、助成決定日ではなく、4月に遡って助成対象期間とする。

- 2 助成活動(事業)が複数年度にまたがり、継続的に支援する必要があると認めた場合は、当該団体の財政面での自立を促しつつ助成し、助成の硬直化を避けるものとする。
- 3 継続的助成を実施する場合であっても、助成決定は単年度ごとに実施するものとする。

(助成申請)

第7条 那覇市内を活動の範囲内とする団体等で、共同募金の助成を受けようとするものは、本会が毎年指定する期日までに、本会所定の助成金申請書に必要事項を記入し、関係書類を添付して本会会長に提出しなければならない。

- 2 活動(事業)範囲が複数の市町村に及ぶ施設団体は、直接、沖共募に申請するものとする。

(提出書類の変更)

第8条 前条の規定により提出した書類の記載事項に変更が生じたときは、直ちにその理由を付し、会長に届けなければならない。

(助成審査)

第9条 助成審査は、寄付金等多様な主体の意見が反映されるよう書面審査や、対面審査など、地域の実情に合った方法により実施するものとする。

- 2 本会の助成審査委員会は、那覇市内を活動範囲とする団体等から助成申請のあった活動(事業)について審査する。
- 3 助成が必要と認めた活動(事業)については、それに意見を付して沖共募に提出しなければならない。

4 沖共募は、前項の活動(事業)について配分委員会で助成の可否を決定し、那覇市共同募金委員会に報告するものとする。

(目的外使用の禁止)

第 10 条 助成金は、助成決定された事業内容以外に使用してはならない。ただし、「事業の変更、中止または廃止届」(様式第7号)により、事前にその理由を付し、承認を受けたものはその限りではない。

(助成金の伝達)

第 11 条 助成が決定したときは、沖共募から受配者に対し交付条件を付して伝達するとともに、これを公表するものとする。

2 前項に規定する助成金は、受配者の状況を勘案し、分割して伝達することができる。

(助成金の返還)

第 12 条 受配者が、災害その他特別の事由による場合を除くほか、正当な理由が無く次に掲げる各号の一に該当するときは、助成金の一部または全部につき、金額及び期日を指定して返還を要求することができる。

(1)前条の規定により付された交付条件に違反したとき

(2)助成対象である活動(事業)を中止し、完了する見込みが無いとき

(3)助成対象である活動(事業)を実施せず、又は実施する意思が全くみとめられないとき

(4)第8条の規定による変更の承認を受けず変更したとき

2 前項の規定により返還を要求されたものが、やむを得ない事情により助成金を返還することが困難であると認められる場合には、その事情が継続する期間、助成金の返還を猶予することができる。

(取得財産の返還)

第 13 条 臨時費として助成を受けたものが、その活動(事業)を廃止したときは、助成金により取得した財産を本会に返還させ、又は近隣の社会福祉施設に移譲させることができる。

(返還債務の免除)

第 14 条 受配者が次の各号の一に該当するに至ったときは、助成金の返還の責務の免除を受けることができる。

(1)経 常 費 1年

(2)備 品 費 5年

(3)建 築 費 10年

(受配者の履行義務)

第 15 条 受配者は、次の各号に掲げる事項を履行しなければならない。

- (1)受配者は、助成金の交付条件に基き、その活動(事業)の進展と成績の向上に努めること
- (2)本会は、必要と認めたときは、随時に活動(事業)及び会計の状況を調査し、又は報告を求めることができる。この場合受配者は、これを拒むことはできない。
- (3)助成金により整備した活動(事業)については、その旨の表示をすること

附 則

この要領は、平成23年8月25日から施行する。

この要領は、令和7年6月1日から施行する。